

セルフメディケーション税制について

従来の医療費控除の特例として、2017年1月から「セルフメディケーション税制」が施行されます。定められたOTC医薬品の年間購入額が合計1万2千円を超えた場合に超えた金額について所得控除を受けられます。この制度を簡単にご説明します。

●対象となる人

納税者本人が健康の維持増進や疾病予防のために、特定健診、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診を受けている人

●対象となるOTC医薬品とは

OTC医薬品とは医療用から転用された市販薬です。対象となる商品は厚生労働省のホームページに公開されています。(かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬等)

対象製品には製品のパッケージにマークが表示されます。



●控除額は

対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2千円を超えた場合、超えた部分の金額(上限金額8万8千円)が対象です。生計が同じ家族の分も含まれます。

●対象期間→2017年1月1日から2021年12月31日まで

●適用をうける手続き→確定申告

●適用をうけるための書類→セルフメディケーション税制対象商品とわかる領収書

●従来の医療費控除との関係

従来の医療費控除と同時に利用することはできません。どちらを利用するかは対象者自身で選択します。

従来の医療費控除は、自己負担が10万円を超えないと控除対象となりませんが(所得によっては10万円を超えなくても対象)、セルフメディケーション税制は金額的に利用しやすくなっています。

病院に行くことは少ないものの、市販薬を購入することが多く、その額が1万2千円を超えるようであれば、この制度を利用されたいかがでしょうか。